

上尾市副食費の実費徴収に係る補足給付費支給事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 6 6 号

上尾市副食費の実費徴収に係る補足給付費支給事業実施規則の一部を改正する規則

上尾市副食費の実費徴収に係る補足給付費支給事業実施規則（令和 2 年上尾市規則第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「4, 9 0 0 円」を「5, 1 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市副食費の実費徴収に係る補足給付費支給事業実施規則第 4 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に受けた副食の提供に係る給付費（同規則第 3 条第 1 項に規定する給付費をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に受けた副食の提供に係る給付費については、なお従前の例による。